



# 鳥取県公報

平成 26 年 7 月 18 日 (金)  
第 8 6 1 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（4件）（533～536）（東部振興課）・・・ 2<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療<br>機関の指定（537）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4<br>鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関（538）（長寿社会課）・・・・・・・・ 4<br>土砂災害警戒区域の指定（539）（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4<br>土砂災害警戒区域の図面の変更（4件）（540～543）（〃）・・・・・・・・・・・・ 5<br>土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（544・545）（〃）・・・・・・・・・・・・ 6<br>土砂災害特別警戒区域の指定の解除（4件）（546～549）（〃）・・・・・・・・ 7<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定<br>（550）（中部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9<br>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（551）（西部総合事務所地域振興局）・・・ 10<br>採石法による採取計画の変更認可の公表（552）（鳥取県土整備事務所）・・・・ 10 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集（12）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11<br>個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（13）・・・・・・・・ 11   |
| ◇ 公 告  | クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・ 11<br>大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由<br>（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13  |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13   |

# 告 示

## 鳥取県告示第533号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年9月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人十人十色
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岸本 美鈴
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市用瀬町安蔵991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第534号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年9月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ひつじの会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
渡辺 博
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市戎町111-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者の方に対して、多様な福祉サービスをその利用者の意向を尊重しながら、総合的に創意工夫して提供する事業を行うことにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適性に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第535号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年9月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人氷ノ山ネイチャークラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山本 賢二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡若桜町赤松660
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、自然環境の保護・活用を中心に様々な事業を行い、自然環境の保全及び郷土の文化の伝承に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第536号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年9月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人岩美障がい児者親の会びゅあふれんず
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
橋本 郁子

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町院内249

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいがある人たちに、この地域で安心して自分らしく生きることができるよう、社会福祉活動を通して地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

**鳥取県告示第537号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称               | 開設者の住所                     | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地       | 自立支援医療の種類                | 指定年月日          |
|--------------------------|----------------------------|---------------|----------------------|--------------------------|----------------|
| 株式会社薬明館<br>代表取締役<br>岩月 進 | 山口県岩国市南<br>岩国町一丁目30<br>-16 | スマイル薬局        | 倉吉市上井町一丁<br>目 8 - 30 | 育成医療、更生<br>医療、精神通院<br>医療 | 平成26年7月<br>10日 |

**鳥取県告示第538号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称                           | 調査審議する事項                         | 設置期間                         | 担当機関  |
|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------|
| 平成26年度鳥取県シニア作品<br>展優秀作品選考委員会 | 鳥取県シニア作品展知事表彰等の<br>被表彰者の選考に関する事項 | 平成26年7月18日から<br>平成27年3月31日まで | 長寿社会課 |

**鳥取県告示第539号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称

八橋15地区（Ⅱ－3652）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第540号**

平成18年鳥取県告示第188号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

和田東地区（Ⅱ－2578）、巖城5地区（Ⅲ－4214）

2 変更した年月日 平成26年7月18日

**鳥取県告示第541号**

平成18年鳥取県告示第189号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

福地B地区（Ⅰ－356）

2 変更した年月日 平成26年7月18日

**鳥取県告示第542号**

平成19年鳥取県告示第317号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

みどり上谷川（Ⅰ－1－2－16－34）、東町地区（Ⅰ－636）

2 変更した年月日 平成26年7月18日

#### 鳥取県告示第543号

平成24年鳥取県告示第831号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

ツツミ谷川（Ⅰ－1－1－11－26）

2 変更した年月日 平成26年7月18日

#### 鳥取県告示第544号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

和田東地区（Ⅱ－2578）、巖城5地区（Ⅲ－4214）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第545号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称  
八橋15地区（Ⅱ－3652）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第546号**

平成23年鳥取県告示第463号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
市倉谷川（Ⅰ－2－22－24－11） 全部
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第547号**

平成24年鳥取県告示第102号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
智頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
木ノ下地区（I-586） 一部
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第548号**

平成24年鳥取県告示第516号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
桑谷川(1)（I-1-2-16-4） 全部、みどり上谷川（I-1-2-16-34） 全部
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
東町地区（I-636） 一部
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示



次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第549号

平成24年鳥取県告示第839号(土砂災害特別警戒区域の指定について)で指定した土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
八頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
枢谷川 (I-1-1-11-10) 全部
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
八頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
福地B地区 (I-356) 一部
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第550号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年7月18日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

| 指定区域                                       | 埋立地の区分      |
|--|-------------|
| 倉吉市関金町大字野添愛ヶ平543-11、543-22、543-23（次の図のとおり） | 政令第13条の2第1号 |

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県中部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第551号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

#### 1 申請のあった年月日

平成26年6月30日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいぼりい

#### 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉原 正司

#### 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市両三柳2300-1

#### 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方や高齢者など社会的に弱い立場にある方に対して、社会福祉に関する事業を行い、ノーマライゼーションの普及及び福祉の発展と増進に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第552号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年7月18日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

| 名称及び代表者の氏名                 | 主たる事務所の所在地        | 採石場の所在地及び面積   | 採取の期間                              | 認可の内容        |                 |                 | 認可年月日          |
|----------------------------|-------------------|---|------------------------------------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|
|                            |                   |   |                                    | 変更事項         | 変更前の内容          | 変更後の内容          |                |
| 吾妻産業株式会社<br>代表取締役<br>岡村 則男 | 岩美郡岩美町新井<br>555-1 | 岩美郡岩美町<br>大字岩本字溝<br>黒 977 外 12 筆<br>(9,056.47 平方メートル) | 平成24年7月<br>6日から平成<br>27年7月5日<br>まで | 採取場の面積       | 8,582.35 平方メートル | 9,056.47 平方メートル | 平成26年<br>6月25日 |
|                            |                   |   |                                    | 採取をすすめる岩石の数量 | 71,010.0 立方メートル | 74,316.7 立方メートル |                |

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第12号

平成26年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年7月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年7月25日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の公布について
  - (2) その他

### 鳥取県選挙管理委員会告示第13号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成26年7月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

| 指定を解除した施設の名称 | 所在地         |
|--------------|-------------|
| 鳥取市佐治町余戸集会所  | 鳥取市佐治町余戸513 |

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時

| 区 分     | 日              | 時                     |
|---------|----------------|-----------------------|
| 学 科 試 験 | 平成26年10月16日（木） | 午前 9 時30分から午前11時10分まで |
| 実 地 試 験 | 平成26年10月16日（木） | 午前11時30分から            |

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第29会議室、第32会議室及び第34会議室

## 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）
- (4) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

## (2) 受付期間

平成26年8月4日（月）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成26年8月29日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

## (3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部生活環境事務所（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 合格者の発表

- (1) 発 表 日 平成26年10月27日（月）
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

## 8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。
- (3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。
- (4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の生活環境事務所若しくは各総合事務所生活環境局に照会すること。
- (6) 郵便等により願書を請求する場合は、82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

平成26年鳥取県公報第8596号で公告した（仮称）ドラッグコスモス伯耆町店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条例第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成26年8月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

#### 2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

##### (1) 調達案件の名称及び数量

交通規制管理システム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 交通規制管理システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

##### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

入札説明書による。

## (4) 履行期間

## ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年12月25日（木）

## イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成27年1月1日から平成31年12月31日までとする。

## (5) 入札書の記載方法

入札者は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価を見積もるものとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年7月18日（金）から同年8月28日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年8月11日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

## (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年8月11日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

## (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年7月18日(金)から同月29日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

## (4) 入札説明会の日時及び場所

平成26年8月1日(金)午後2時

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第9会議室(鳥取県警察本部庁舎4階)

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年8月28日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成26年8月12日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない

い。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

### (6) 手続における交渉の有無

無

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Traffic restriction management system, 1 set

(2) August 12, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 28, 2014 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

August 27, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1  
-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110